３．現状における課題整理

3-1.沿道禁止区域に関する課題整理

■道路沿道における広告物の掲出位置

全ての広告物の内、道路端から50m以内に屋外広告物が出現する割合を下表に示す。
高架道路以外の道路から見える屋外広告物は、そのほとんどが道路端から50mの範囲に掲出されていることがわかる。

	区間番号	路線名	区間詳細	方向	データ数	50m以内データ出現割合
平面道路	2	府道大阪中央環状線	都市計画道路大阪中央環状線の部分	上り	1,571	99.0
				下り	1,262	99.2
	3	府道富田林泉大津線	府道堺泉北環状線の内側	上り	154	98.1
				下り	173	98.3
	4	府道堺狭山線	府道堺泉北環状線の内側	上り	18	88.9
				下り	44	100.0
	5	府道堺かつらぎ線	府道堺泉北環状線の内側	上り	178	100.0
				下り	370	99.5
	6	国道26号	大阪市界～府道大阪中央環状線までを除く	上り	643	99.8
				下り	681	99.3
	7	府道泉大津美原線	都市計画道路松原泉大津線の部分	上り	867	99.3
				下り	690	99.3
			平均			98.4
高速道路	1	高速自動車道国道近畿自動車道松原すさみ線（阪和自動車道）	府道泉大津美原線との分岐点～和泉市界	上り	7	85.7
				下り	6	83.3
	8	府道高速大阪堺線	阪神高速道路	上り	23	43.5
				下り	34	82.4
	9	府道高速湾岸線	阪神高速道路	上り	36	61.1
				下り	12	33.3
			平均			64.9

3-1.沿道禁止区域に関する課題整理

■沿道禁止区域に関する課題①(平面道路)【範囲に係る課題】

●市街化が進んだ地域において、指定道路からほとんど視認できない範囲 (道路端から50mを超え500mまでの地域)も規制の対象となっている。

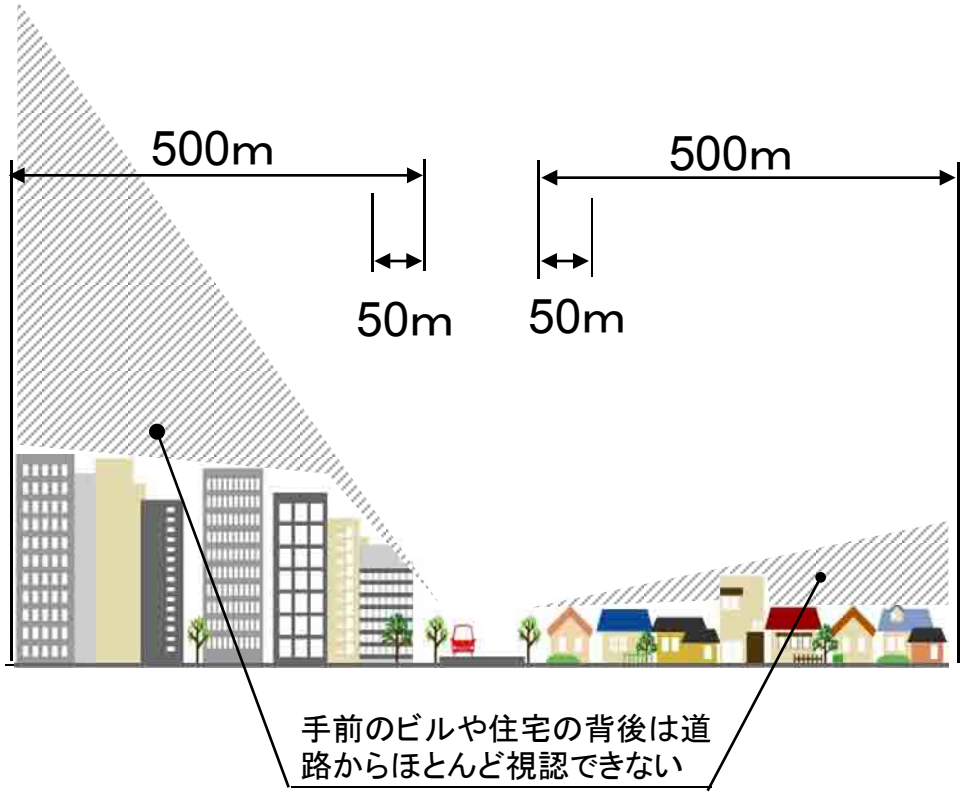

道路端から50mを超え500mまでの範囲において、道路から視認できる屋外広告物は全体の2%にも満たない

現在の市街化状況を踏まえた規制範囲として再整理する必要あり

3-1.沿道禁止区域に関する課題整理

■沿道禁止区域に関する課題②(高架道路)【範囲に係る課題】

道路からの景観を視点とした禁止区域の設定に関し、高速道路では道路直下など、高速道路から見えない広告物など、直接関連性のない広告物も規制の対象となっている。

高架道路からの視認範囲を踏まえた規制として再整理する必要あり

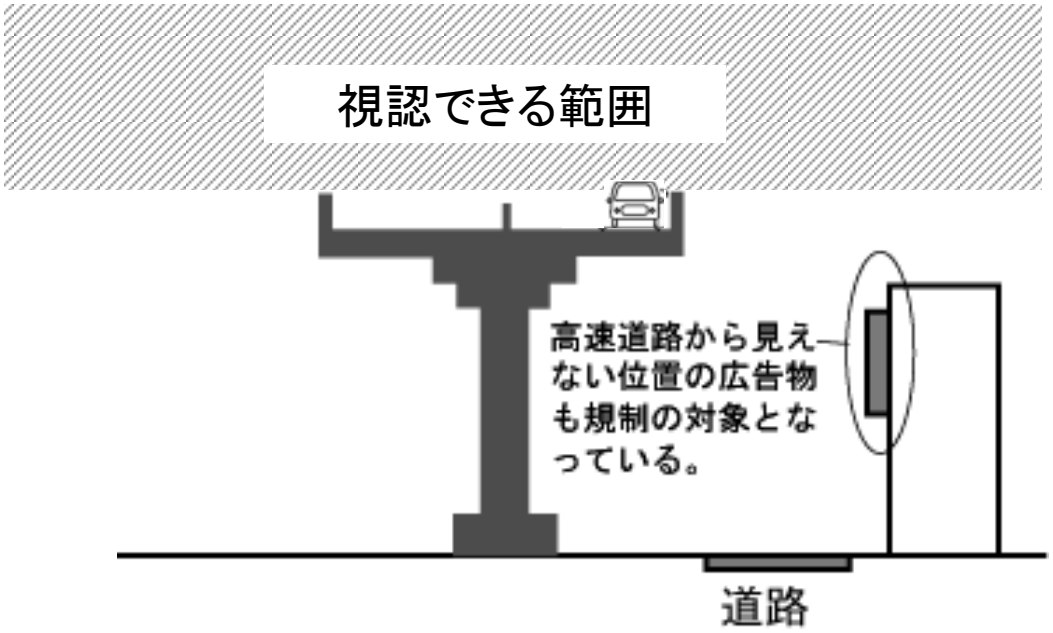

3-1.沿道禁止区域に関する課題整理

■沿道禁止区域に関する課題③【範囲に係る課題】

○一般制限区域における禁止区域と重点制限区域における禁止区域が混在するとともに、それぞれの禁止区域内の商業・近隣商業地域が制限緩和区域として、禁止区域の制限が緩和されている。

禁止区域が虫食い状態となり、飛び地的な禁止区域が生まれ、分かりづらい区域設定となっている。

一般制限区域における禁止区域

重点制限区域における禁止区域

堺市北区長曽根町付近

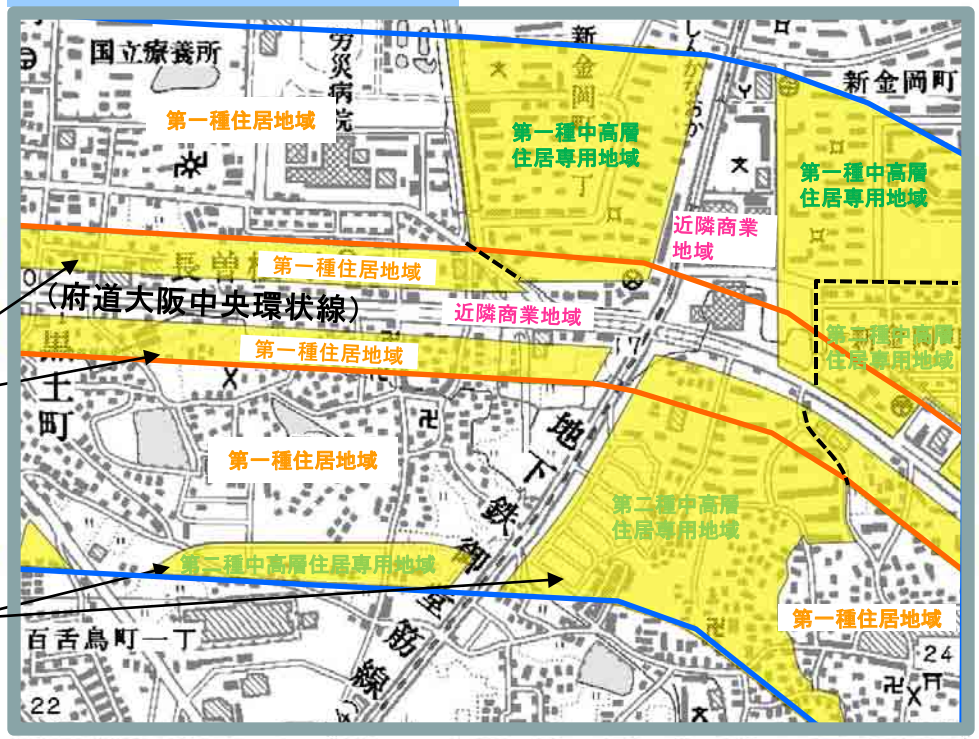

この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(古市)を使用したものである。

3-2.堺市景観計画との整合

■重点的に景観形成を図る地域

堺市景観計画において、本市の文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域、市の施策上重要な位置づけのある地域、まちづくりの進展などにより、今後重点的に景観形成を進める必要がある地域として、**『百舌鳥古墳群周辺地域』**および**『堺環濠都市地域』**の2地域を位置付け。

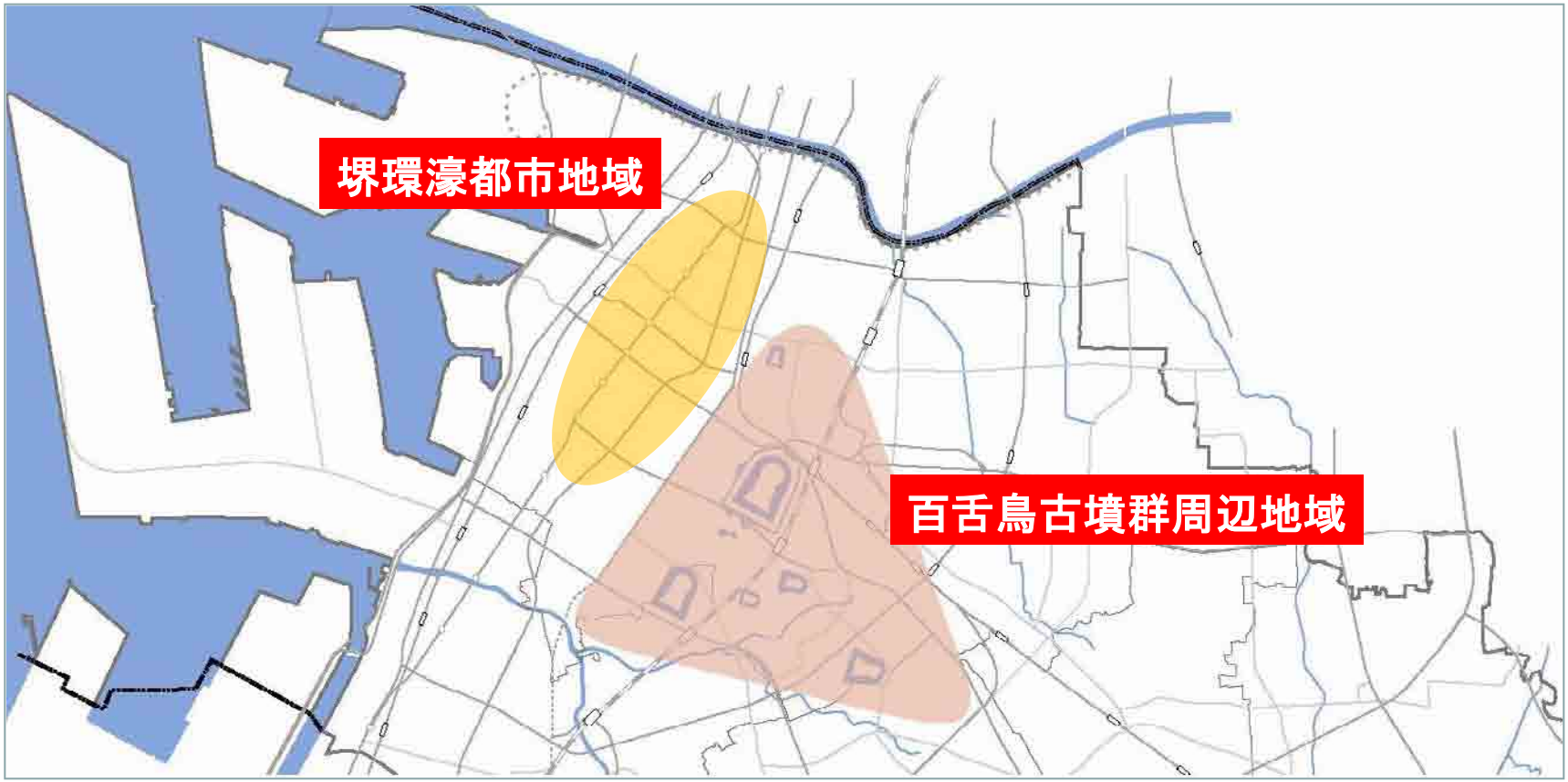

3-2.堺市景観計画との整合

■「重点的に景観形成を図る地域」における屋外広告物のあり方

●百舌鳥古墳群周辺地域

成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。

百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録も視野に、当該地域に相応しい屋外広告物のあり方の検討が必要

●堺環濠都市地域

歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政との協働のもと取り組んでいきます。

歴史文化資源や歴史的まちなみの残る地域に相応しい屋外広告物のあり方の検討が必要